

アクセシビリティ・ガイドライン策定の検討状況について (報告事項)



2025年1月21日

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

■ アクセシビリティ・ガイドラインについて

本博覧会では、2023年1月に策定した基本計画において、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会を訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した整備・運営を行うものとしています。

この基本計画に基づき、当協会では検討会を設置し、障がい当事者や学識経験者等の皆様の参画のもと、開催者（当協会）はじめ出展者等すべての参加者の整備・運営に関するガイドライン策定を進めています。

● 検討事項

施設整備、サービス、交通アクセスそれぞれの基準及びその内容

● 検討方針

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関するにおいて策定されたアクセシビリティに関するガイドラインを踏まえ、国際園芸博覧会の特性を考慮したガイドラインとします。



● 適用範囲

- ・本博覧会会場のうち、全ての来場者の動線・活動エリアとします。なお、管理エリアは、本ガイドラインを参考に配慮するものとします。
- ・交通アクセスにおいては、会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設（駅、駅前広場、ターミナル、駐車場等）と移動具（車両等）、歩道等を対象とします。

● 運用の考え方

開催者、参加者ともに本ガイドラインに沿って整備・運営を行うこととします。

ただし、施設整備による対応が困難な場合は、ソフト的対応等により、ガイドラインの趣旨を踏まえた水準を確保していきます。

● 基準設定の考え方

本博覧会の整備、運営をする際の指標として、推奨基準（することが望ましい事項）と標準基準（遵守すべき事項）の2つの基準を設けます。

「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を実現するため、推奨基準を積極的に採用することを求めます。推奨基準を採用することがどうしても困難な場合であっても、少なくとも標準基準を満たすことが最低限の要件となります。



アクセシビリティ・ガイドライン検討会 委員・オブザーバー名簿

■委員

【学識経験者】

秋山 哲男 (委員長)	中央大学 研究開発機構 機構教授
大森 宣暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
丹羽 菜生	中央大学 研究開発機構 機構准教授

【当事者団体等】

小淵 健一	関東ろう連盟 福祉対策部長
度会 哲賢	公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 常任理事
中川 孝子	神奈川県手をつなぐ育成会 会長
名古屋 恒彦	公益社団法人 日本発達障害連盟 副会長
大藪 定信	公益財団法人 全国老人クラブ連合会 政策委員会 幹事
木太 直人	公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 常務理事
板橋 光雄	神奈川県視覚障害者の生活と権利を守る会 執行委員 (一般社団法人 全日本視覚障害者協議会より推薦)
荻津 和良	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 副会長
山崎 涼子	特定非営利活動法人 自立生活センター・小平
工藤 登志子	認定NPO法人 DPI日本会議 バリアフリー部会長補佐
武者 廣平	特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構 理事長
光延 卓真	神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長
白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
山根 則子	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
高橋 愛	一般社団法人 ラシク045

■オブザーバー

【関連事業者】

一般社団法人 日本民営鉄道協会
一般社団法人 東京バス協会
一般社団法人 神奈川県バス協会
一般社団法人 神奈川県タクシー協会
関東旅客船協会
一般社団法人 日本ホテル協会
一般社団法人 全国空港事業者協会
東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社
東急電鉄株式会社
相模鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

【関係行政機関】

国土交通省 都市局 参事官 (国際園芸博覧会担当) 付
国土交通省 関東地方整備局 企画部
国土交通省 関東地方整備局 建政部
国土交通省 関東運輸局 交通政策部
神奈川県福祉子どもみらい局 福祉部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷公園企画部
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局 上瀬谷整備事務所
横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部
横浜市 道路局 道路政策推進部
横浜市 瀬谷区 副区長 (総務部長兼務)
横浜市 旭区 副区長 (総務部長兼務)
横浜市 緑区 副区長 (総務部長兼務)



アクセシビリティ・ガイドライン

第1章. はじめに

ガイドラインの目的や基本原則、博覧会運営における基本的な取組姿勢等を示す。

第2章. ガイドラインの考え方

ガイドラインの適用範囲、基準設定の考え方及び基本寸法等を示す。

第3章. 施設整備に関する項目と解説

共用空間、庭園、建築物等、博覧会会場内の施設設計のためのユニバーサルデザインに関する計画条件等について、具体的なガイドラインを示す。

第4章. サービスに関する項目と解説

スタッフ対応、情報伝達ツール、多言語対応、施設別サービス、緊急時の対応等の具体的なガイドラインを示す。

第5章. 交通アクセスに関する項目と解説

博覧会会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設と移動具（車両等）、歩道等の具体的なガイドラインを示す。

第6章. ガイドラインの運用・手続き

開催者・参加者に対して、ガイドラインの運用及び手続き方法を示す。

第7章. 引用文献・参考資料等

ガイドラインの内容に関連する文献及び参考資料等を示す。

第1回検討会（2024年9月12日）

- 2027年国際園芸博覧会について
- アクセシビリティ・ガイドラインの策定について
 - ・ アクセシビリティ・ガイドライン検討会
 - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの考え方
 - ・ アクセシビリティ・ガイドラインの目次構成（案）

第2回検討会（2024年11月29日）

- 第1回検討会、第1回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）の第1・2章の検討状況について
- 第3～5章 特に今回ご意見をいただきたい事項について
- 今後のスケジュール

第3回検討会（2025年2月21日）

- 第2回検討会、第2回ワーキングの振り返りと意見について
- アクセシビリティ・ガイドライン案について

第1回テーマ別ワーキング（2024年10月8日）

- 以下の内容について意見交換
 - ・ 移動・誘導
 - ・ 展示の楽しみ方
 - ・ コミュニケーション（心のバリアフリーを含む）

第2回テーマ別ワーキング（2024年12月20日）

- アクセシビリティ・ガイドライン（素案）第3～5章について議論

